

令和6年(行ウ)第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件(第1事件)

令和6年(行ウ)第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件(第2事件)

第1事件原告 相原健吾 ほか165名

第2事件原告 芦名定道 ほか5名

被 告 国

(第1事件処分行政庁:内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣府大臣官房長、
内閣府日本学術会議事務局長)

(第2事件処分行政庁:内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣情報官、内閣
府大臣官房長)

準備書面(8)
(主張の補充並びに
原告ら準備書面(7)及び(8)に対する反論)

令和7年9月24日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

被告指定代理人 田 中 隆 士
市 原 麻 衣
鈴 木 吉 憲
原 田 直 也
富 永 健 嗣

岸		彩	子
渡	邊	榮	璃
佐	久間	寬	通
伊	丹	俊	剛
佐	藤	和	斗
藏	原	智	行
鈴	木	智	文
吉	村	淳	一
杉	田	和	曉
野	村	周	弘
吉	田	一	貴
林		花	梨
水	本	圭	祐
河	北	浩	之
渭	原	祥	介

(目次)

第1	第7回口頭弁論期日において裁判所から主張の補充を検討するよう求められた事項について	6
1	第7回口頭弁論調書別紙2の1(1)(不存在を理由とする不開示決定の処分行政庁ごとの主張)について	6
	(1) 内閣官房の処分(本件処分1ないし6及び13ないし30)について	6
	(2) 内閣府大臣官房長の処分(本件処分9)に係る請求対象文書の不存在	13
	(3) 日本学術会議事務局長の処分(本件処分11)に係る請求対象文書の不存在	16
2	第7回口頭弁論調書別紙2の1(2)(令和2年改選に係る行為)について	20
	(1) 本件総合調整事務(第7回口頭弁論調書別紙2の1(2)第1段落目及び第2段落目)について	20
	(2) 令和2年改選に係る会員の推薦より前の事実経過(第7回口頭弁論調書別紙2の1(2)第3段落目)について	21
3	第7回口頭弁論調書別紙2の1(3)(令和2年改選の任命についての文書)について	23
4	第7回口頭弁論調書別紙2の1(4)(想定問答等)について	23
5	第7回口頭弁論調書別紙2の1(5)(探索の範囲)について	23
	(1) 電子文書(第7回口頭弁論調書別紙2の1(5)ア)について	24
	(2) 紙文書(第7回口頭弁論調書別紙2の1(5)イ)について	26
6	第7回口頭弁論調書別紙2の2(1)(最高裁判決を踏まえた主張)について	29
7	第7回口頭弁論調書別紙2の2(2)(「への説明資料」の前後の一体性)について	29
8	第7回口頭弁論調書別紙2の3(国家賠償請求)について	29
	(1) 原告らの主張の概要	29
	(2) 原告らの主張は理由がないこと	29

第2	最高裁判所の各判決に基づく原告らの主張は理由がないこと(原告ら準備書 面(7)に対する反論)	32
1	最高裁判所令和7年6月3日第三小法廷判決(裁判所時報1865号3ペー ジ。以下「6月3日最高裁判決」という。)を踏まえて内閣府大臣官房長の各一 部不開示決定(本件処分7及び8)を論難する第1事件原告らの主張は理由がな いこと.....	32
	(1) 第1事件原告らの主張の概要	32
	(2) 第1事件原告らのいう「本件情報A」と「本件情報B」は不可分一体の情 報として「合理的に区切られた範囲」であること	33
	(3) 「本件情報B」には「有意の情報が記録されていない」こと	34
	(4) 小括	35
2	最高裁判所令和7年6月6日第三小法廷判決(裁判所時報1865号12ペ ージ)を踏まえて内閣府大臣官房長及び日本学術会議事務局長の各処分(本件処 分7、8及び10)を論難する第1事件原告らの主張は理由がないこと	35
	(1) 第1事件原告らの主張の概要	36
	(2) 内閣府大臣官房長の各一部不開示決定(本件処分7及び8)が適法であるこ と.....	36
	(3) 日本学術会議事務局長の一部不開示決定(本件処分10)が適法であること	38
	(4) 小括	39
第3	理由提示の不備の違法をいう原告らの主張は理由がないこと(原告ら準備書 面(8)に対する反論)	39
1	行政機関が対象文書の作成・保存・管理義務を負う場合に不存在を理由とす る不開示処分をするときは通常より高度の理由提示が必要である旨の原告らの 主張は理由がないこと	39
	(1) 原告らの主張の概要	39

(2) 原告らの主張には理由がないこと	40
(3) 小括	44
2 本件各処分のうち対象文書の不存在を理由とする不開示処分をするときは通常より高度の理由提示が必要である旨の原告らの主張は理由がないこと ...	44
(1) 原告らの主張の概要	44
(2) 原告らの主張には理由がないこと	45
(3) 小括	46
3 本件において理由提示の違法がないこと	47

被告は、本準備書面において、第7回口頭弁論期日において裁判所から主張の補充を検討するよう求められた各事項につき、主張を補充するとともに(後記第1)、第1事件原告らの2025年7月18日付け準備書面(7)及び原告らの同日付け準備書面(8)(以下、順に、「原告ら準備書面(7)」、「原告ら準備書面(8)」という。)に対し、必要な限度で反論する(後記第2及び第3)。

なお、略語等は、本準備書面で新たに定義するもののほかは、従前の例による。

第1 第7回口頭弁論期日において裁判所から主張の補充を検討するよう求められた事項について

裁判所から第7回口頭弁論期日において主張の補充を検討するよう求められた事項は、第7回口頭弁論調書別紙2の各事項である。被告は、これらの各事項に対し、以下のとおり、従前の主張を補充する。

1 第7回口頭弁論調書別紙2の1(1)(不存在を理由とする不開示決定の処分行政庁ごとの主張)について

被告は、内閣官房(内閣総務官、内閣官房副長官補及び内閣情報官)の処分(後記(1))、内閣府大臣官房長の処分(後記(2))、日本学術会議事務局長の処分(後記(3))の順に、内閣総理大臣から各処分行政庁にどのような文書の開示の権限が委任されているか整理し(後記各ア)、文書の作成・保存義務の主体が誰であるか(併せて、総括文書管理者、部局総括文書管理者又は主任部局管理者及び文書管理者が文書の作成・保存義務の主体であるか否か)につき述べた上で(後記各イ)、不存在を理由とする不開示決定をした本件処分1ないし6、9、11及び13ないし30に係る対象文書がいずれも存在しないこと(後記各ウ)につき、以下述べる。

(1) 内閣官房の処分(本件処分1ないし6及び13ないし30)について

行政機関個人情報保護法12条が規定する開示請求の対象となる保有個人情報とは、行政文書として保存されているものに限られる(行政機関個人情

報保護法2条5項)ことから、以下では、第1事件と第2事件に係る処分を併せて論じる。

ア 内閣総理大臣から開示の権限等を委任された文書

(ア) 情報公開法3条、17条、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令15条1項、平成13年3月23日付け「内閣官房の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任をした件」(乙A6)により、内閣官房の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務のうち、内閣総理大臣の所掌に係る情報公開法第2章に定める権限又は事務については、開示請求の受付、開示請求書の記載の補正の要求及び開示請求に係る手数料の徴収に係るものを除き、内閣総務官室の所掌(内閣官房組織令2条1項)に係るものは内閣総務官に、内閣官房副長官補の所掌(内閣法17条2項)に係るものは内閣官房副長官補に、それぞれ委任されている(被告準備書面(1)44及び45ページ、被告準備書面(3)8ページ)。したがって、内閣総務官は内閣総務官室において、内閣官房副長官補は内閣官房副長官補において、それぞれ対象となる行政文書を保有していない場合には、不開示決定をすることができる(情報公開法9条2項、内閣官房情報公開審査基準(乙A8)第1の2(3))。

(イ) また、行政機関個人情報保護法12条、46条、令和3年政令第292号による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令26条1項、平成17年3月15日付け「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第46条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第22条第1項の規定に基づき、内閣官房における内閣総理大臣の所掌に係る権限又は事務の一部について委任した件」(乙B3)により、内閣官房の保有する個人情報の開示に係る権限又は事務のうち、内閣総理大臣の所掌に係る行政機関個人情報保護法第4章第1節から第3節に定める権限又は事務については、開示請求、訂正請求

及び利用停止請求の受付、開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の記載の補正の要求並びに開示請求に係る手数料の徴収に係るものを除き、内閣総務官室の所掌(内閣官房組織令2条1項)に係るものは内閣総務官に、内閣官房副長官補の所掌(内閣法17条2項)に係るものは内閣官房副長官補に、内閣情報調査室の所掌(内閣官房組織令4条1項)に係るものは内閣情報官に、それぞれ委任されている(被告準備書面(2)20ないし22ページ、被告準備書面(3)8及び9ページ)。したがって、内閣総務官は内閣総務官室において、内閣官房副長官補は内閣官房副長官補において、内閣情報官は内閣情報調査室において、それぞれ対象となる保有個人情報を持有していない場合には、不開示決定をすることができる(行政機関個人情報保護法18条2項、内閣官房個人情報保護審査基準(乙B5)第1の2(3))。

(ウ) 上記のような委任規定は、責任の明確化・事務向上の観点から設けられたものであり、開示請求に係る行政文書を保有する部局に応じて規定されている(被告準備書面(3)10ページ)。

イ 公文書管理法及び内閣官房文書管理規則上の文書の作成・保存義務の主体

内閣官房においては、内閣官房の職員を行政文書の作成・取得の主体として位置づけており(内閣官房文書管理規則(乙A2)2条1項)、内閣官房の各職員が公文書管理法4条及び内閣官房文書管理規則6条に基づき、文書の作成義務を負う(被告準備書面(1)25及び29ページ)。後記の内閣官房の総括文書管理者、部局総括文書管理者及び文書管理者も、いずれも内閣官房の職員として上記のとおり義務を負う。

そして、内閣官房の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、内閣官房の職員が組織的に用いるものとして内閣官房が保有するに至ったものは、内閣官房において行政文書として管理される(行政文書の保存、

廃棄等に係る法令等の定めは、被告準備書面(1)26ないし32ページ)。当該管理には以下の者がそれぞれ当たり、文書管理者が直接の保存義務を負い、部局総括文書管理者はその部局における行政文書の管理に関する事務の総括をし、総括文書管理者は内閣官房における行政文書の管理に関する事務の総括をする。

① 総括文書管理者

行政機関の長を補佐し、当該行政機関全体を総括する立場で文書管理に当たる者として適当と判断される者を充てることとされており(行政文書管理ガイドライン(乙A1)6ページ)、内閣官房においては、内閣総務官をもって充てることとされ(内閣官房文書管理規則(乙A2)3条2項)、内閣官房における行政文書の管理に関する事務の総括を行う(同条3項)。

② 部局総括文書管理者

内閣官房の部局に置かれる者であり(内閣官房文書管理規則(乙A2)4条1項)、当該部局の事務を掌理する者をもって充てることとされ(同条2項)、当該部局における行政文書の管理に関する事務の総括を行う(同条3項)。内閣総務官室においては内閣総務官、内閣官房副長官補においては内閣官房副長官補、内閣情報調査室においては内閣情報官である。

③ 文書管理者

文書管理の実施責任者であり(行政文書管理ガイドライン(乙A1)8ページ)、内閣官房においては、部局総括文書管理者が指名する内閣参事官(これに相当する者を含む。)をもって充てることとされ(内閣官房文書管理規則(乙A2)4条6項)、行政文書の保存、行政文書ファイル管理簿への記載及び移管又は廃棄等を行う(同条7項)。

ウ 本件処分1ないし6及び13ないし30に係る請求対象文書が存在しな

いこと

内閣官房は、会員任命事務及び会員推薦事務を所掌せず、令和2年改選を行うに際し行われた本件総合調整事務としても内閣官房各部局の職員に割り当てられることはなかったため、内閣官房各部局の職員は、令和2年改選に係る行政文書の作成義務を負わないし、かつ、取得する立場にない。

また、内閣総理大臣が、仮に内閣府の所管する行政事務である令和2年改選に関して行政文書を作成又は取得した場合、当該行政文書は、内閣府の長である内閣総理大臣が、内閣府の所掌事務に関して作成・取得したものであるから、内閣府において管理されることとなる。(なお、菅内閣総理大臣は、内閣府の長として、内閣府の所管する行政事務である令和2年改選に係る日本学術会議会員の任命についての意思決定を行ったものであるところ、当該意思決定に至る過程において、後記2(1)のとおり、杉田内閣官房副長官から相談を受けているが、内閣府の長である内閣総理大臣として杉田内閣官房副長官から相談を受けたものであるから、菅内閣総理大臣にとっては内閣府の所掌事務として相談を受けたこととなり、他方、杉田内閣官房副長官にとっては内閣官房の所掌事務である総合調整事務として相談したこととなる。)

さらに、内閣官房副長官についていえば、杉田内閣官房副長官が令和2年改選に関して行った本件総合調整事務は、内閣府の所掌事務である令和2年改選における意思決定に至る過程において行われたものであるから、内閣官房副長官が令和2年改選についての総合調整に関する事務を行う上で、仮に行政文書を作成した場合、当該行政文書は総合調整に係る情報として所管行政機関たる内閣府に共有されることとなり、所管行政機関たる内閣府において管理されること、また、仮に内閣官房副長官が、内閣府大臣官房又は日本学術会議事務局から、令和2年改選に関する説明等を受

け、その際に説明資料等の文書を取得していたとしても、内閣官房としては、当該文書について、内閣官房文書管理規則7条9項1号に該当するものとして、当該説明等の終了後、遅滞なく廃棄することとなることは、既に述べたとおりである(被告準備書面(1)74ないし76ページ、被告準備書面(5)5ページ、被告準備書面(6)9及び10ページ、被告の令和7年7月18日付け準備書面(7)(以下「被告準備書面(7)」という。)23及び24ページ)。

したがって、内閣官房は、各開示請求時点において、各請求対象文書を保有していなかったものであって、各請求対象文書が存在していたと認められるべきではない。このことは、以下のとおり探索を行った結果として各請求対象文書が発見されなかったことから裏付けられているということが出来る。

(7) 内閣総務官の処分(本件処分1ないし3及び13ないし18)に係る請求対象文書の不存在

前記アのとおり、内閣総理大臣から内閣総務官に開示に係る権限又は事務が委任されているのは、内閣総務官室及び官邸各室において保有している行政文書についてである。

第1事件各開示請求及び第2事件各開示請求のうち、内閣総務官を請求先とするものについては、上記文書について情報開示に関する権限が委任された内閣総務官が、内閣総務官室の情報公開担当者を通じて、同室所属の職員に対し、請求内容を明示して探索指示を行い、内閣総務官室及び官邸各室(内閣総理大臣執務室、内閣官房副長官執務室を含む。以下同じ。)の、それぞれ執務室内を探索範囲とし、当該執務室内の机、書庫、共有フォルダ全体及び電子メール(本文及び添付ファイル)を探索対象として探索を行ったが、本件対象文書に該当する文書の存在及び本件対象保有個人情報に該当する保有個人情報の存在は確認されなかった

(被告準備書面(1) 80及び81ページ、被告準備書面(2) 43及び44ページ、被告準備書面(7) 18ページ)。

(イ) 内閣官房副長官補の処分(本件処分4ないし6及び25ないし30)に係る請求対象文書の不存在

前記アのとおり、内閣総理大臣から内閣官房副長官補に開示に係る権限又は事務が委任されているのは、内閣官房副長官補において保有している内閣官房副長官補の所掌事務に係る行政文書についてのものである。

第1事件各開示請求及び第2事件各開示請求のうち、内閣官房副長官補を請求先とするものについては、開示請求の受付等処理するものとされている内閣総務官室(乙B3の「二」参照)からの転送を受けた、情報開示に関する権限が委任された内閣官房副長官補が、内閣官房副長官補の情報公開担当者を通じて、内閣官房副長官補及びその下にある各室の職員に対し、請求内容を明示して探索指示を行い、内閣官房副長官補及びその下にある各室の、それぞれの執務室内を探索範囲とし、当該執務室内の机、書庫、共有フォルダ全体及び電子メール(本文及び添付ファイル)を探索対象として探索を行ったが、本件対象文書に該当する文書の存在及び本件対象保有個人情報に該当する保有個人情報の存在は確認されなかった。

(ウ) 内閣情報官の処分(本件処分19ないし24)に係る請求対象文書の不存在

前記アのとおり、内閣総理大臣から内閣情報官に開示に係る権限又は事務が委任されているのは、内閣情報調査室において保有している内閣情報官の所掌事務に係る行政文書についてのものである。

第2事件各開示請求のうち内閣情報官を請求先とするものについては、開示請求の受付等処理するものとされている内閣総務官室(乙B3の「二」参照)からの転送を受けた、情報開示に関する権限が委任された内

閣情報官が、内閣情報調査室の情報公開担当者を通じて、同室所属の職員に対し、請求内容を明示して探索指示を行い、内閣情報調査室の執務室内を探索範囲とし、当該執務室内の机、書庫、共有フォルダ全体及び電子メール(本文及び添付ファイル)を探索対象として探索を行ったが、本件対象保有個人情報に該当する保有個人情報の存在は確認されなかった。

(2) 内閣府大臣官房長の処分(本件処分9)に係る請求対象文書の不存在

ア 内閣総理大臣から開示の権限等が委任された文書

情報公開法3条、17条、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令15条1項、平成16年4月1日付け内閣府告示第117号(乙A7)により、内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務のうち、内閣総理大臣の所掌に係る情報公開法第2章に定める権限又は事務については、開示請求の受付、開示請求書の記載の補正の要求及び開示請求に係る手数料の徴収に係るものを除き、内閣府大臣官房の所掌事務(内閣府本府組織令2条1項)に係る文書については内閣府大臣官房長に委任されている(被告準備書面(1)・45及び46ページ、被告準備書面(3)8ページ)。したがって、内閣府大臣官房長は、内閣府大臣官房において対象となる行政文書を保有していない場合には、不開示決定をすることができる(情報公開法9条2項、内閣官房情報公開法審査基準(乙A9)第1の2(3))。

上記のような委任規定は、責任の明確化・事務向上の観点から設けられたものであり、開示請求に係る行政文書を保有する部局に応じて規定されていることは、前記(1)アと同様である(被告準備書面(3)10ページ)。

イ 公文書管理法及び内閣府文書管理規則上の文書の作成・保存義務の主体

内閣府においては、内閣府の職員を行政文書の作成・取得の主体として位置づけており(内閣府文書管理規則(乙A3)2条1項)、内閣府の各職員

が公文書管理法4条及び内閣府文書管理規則11条に基づき、文書の作成義務を負う(被告準備書面(1)25及び32ページ)。後記の内閣府の総括文書管理者、主任文書管理者及び文書管理者も、いずれも内閣府の職員としては上記の義務を負う。

そして、内閣府の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、内閣府の職員が組織的に用いるものとして、内閣府が保有するに至ったものは、内閣府において行政文書として管理される(作成後の行政文書の保存、廃棄等に係る法令等の定めは、被告準備書面(1)26ないし29及び32ページ)。当該管理には以下の者がそれぞれ当たり、文書管理者が直接の保存義務を負い、主任文書管理者はその部局における行政文書の管理に関する事務を監督をし、総括文書管理者は内閣府本府における行政文書の管理に関する事務の総括をする。

① 総括文書管理者

行政機関の長(内閣総理大臣)を補佐し、当該行政機関全体を総括する立場で文書管理に当たる者として適当と判断される者を充てることとされており(行政文書管理ガイドライン(乙A1)6ページ)、内閣府本府においては、内閣府大臣官房長をもって充てることとされ(内閣府文書管理規則(乙A3)3条2項)、内閣府本府における行政文書の管理に関する事務の総括を行う(同条3項)。

② 主任文書管理者

内閣府本府の部局ごとに置かれる者であり(内閣府文書管理規則(乙A3)5条1項)、各部局の長をもって充てることとされ(内閣府文書管理規則5条2項)、総括文書管理者の指示に従い、当該部局における行政文書の管理に関する事務の監督を行う(同条3項)。

内閣府大臣官房人事課においては、人事課長が該当する。

③ 文書管理者

文書管理の実施責任者であり(行政文書管理ガイドライン(乙A1) 8ページ)、総括文書管理者の同意を得て、主任文書管理者により指名される者であり(内閣府文書管理規則6条1項)、内閣府大臣官房人事課においては、人事課長が該当し、主任文書管理者の指示に従い、その管理する行政文書の保存、行政文書ファイル管理簿への記載及び移管又は廃棄等を行う(同条2項)(人事課長は、主任文書管理官及び文書管理官を兼ねている。)

ウ 本件処分9に係る請求対象文書が存在しないこと

(7) 令和2年改選において、一部の会員候補者を任命しないとするのは、任命権者である内閣総理大臣が自ら直接判断し、その結果が内閣府大臣官房に伝達されたのみであり、内閣府大臣官房における検討や打合せ等は行われていないから、内閣府大臣官房(人事課)の職員は、その根拠又は理由に係る行政文書を作成も取得もしていない。

また、内閣総理大臣が、仮に内閣府の所管する行政事務である令和2年改選に関して行政文書を作成又は取得した場合、当該行政文書は、内閣府の長である内閣総理大臣が、内閣府の所掌事務に関して作成・取得したものであるから、内閣府において管理されることとなるし、内閣官房副長官が令和2年改選についての総合調整に関する事務を行う上で、仮に行政文書を作成した場合、当該行政文書は総合調整に係る情報として所管行政機関たる内閣府において管理されることとなるが、後記(イ)のとおり探索した結果、開示済みの文書の他に、対象文書は発見されなかった(被告準備書面(1)82ないし88ページ、被告準備書面(5)5ページ、被告準備書面(6)15ないし18ページ、被告準備書面(7)18ページ)。

(イ) 前記アのとおり、内閣府大臣官房長に開示に係る権限又は事務が委任されているのは、内閣府大臣官房の所掌事務に係る行政文書についての

ものであるところ、内閣府大臣官房内の組織である内閣府大臣官房人事課が所管する「内閣府の職員の任免(中略)に関する事」に関する文書は、同課の文書管理者である人事課長が保存し、内閣府大臣官房が保有し、内閣府大臣官房長が開示権限を有する。

したがって、内閣府大臣官房長は、内閣府大臣官房において対象となる行政文書を保有していない場合には、不開示決定をすることができる。

そこで、内閣府大臣官房長は、本件処分9に係る開示請求について、上記文書について情報開示に関する権限が委任された者として、内閣府大臣官房の情報公開担当者をして、人事課の担当者に対し、請求内容を明示して、内閣府大臣官房長及び内閣府大臣官房人事課の、それぞれの執務室内を探索範囲とし、当該執務室内の机、書棚並びに共有フォルダ全体及び電子メール(本文及び添付ファイル)の探索を行ったが、本件対象文書に該当する文書の存在及び本件対象保有個人情報に該当する保有個人情報の存在は確認されなかった(被告準備書面(1)87ページ、被告準備書面(7)18ページ)。

(ウ) 以上のとおり、内閣府大臣官房は、本件処分9に係る開示請求時点において、対象文書を保有していなかったものであって、対象文書が存在していたと認められるべきではない。このことは、上記のとおり、探索を行った結果として対象文書が発見されなかったことから裏付けられているといえることができる。

(3) 日本学術会議事務局長の処分(本件処分11)に係る請求対象文書の不存在
ア 内閣総理大臣から開示の権限等が委任された文書

情報公開法3条、17条、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令15条1項、平成16年4月1日付け内閣府告示第117号(乙A7)により、内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務のうち、内閣総理大臣の所掌に係る情報公開法第2章に定める権限又は事務

は、開示請求の受付、開示請求書の記載の補正の要求及び開示請求に係る手数料の徴収に係るものを除き、日本学術会議事務局の所掌事務（日本学術会議法（令和7年法律第70号による改正前のもの）16条1項）に係る行政文書に関するものについて、日本学術会議事務局長に委任されている（被告準備書面（1）45及び46ページ、被告準備書面（3）8ページ）。

したがって、日本学術会議事務局長は、日本学術会議事務局において対象となる行政文書を保有していない場合には、不開示決定をすることができる（情報公開法9条2項、内閣府本府情報公開法審査基準（乙A9）第1の2（3））。

上記のような委任規定は、責任の明確化・事務向上の観点から設けられたものであり、開示請求に係る行政文書を保有する部局に応じて規定されていることは、前記（1）アと同様である（被告準備書面（3）10ページ）。

イ 公文書管理法及び内閣府行政文書管理規則上の文書の作成・保存義務の主体

日本学術会議は、内閣府の「特別の機関」（内閣府設置法40条3項）であり、内閣府文書管理規則（乙A3）の適用を受けることから、その職員を行政文書の作成・取得の主体として位置づけ、各職員が公文書管理法4条及び内閣府本府文書管理規則11条に基づき、文書の作成義務を負うこと、後記の内閣府の総括文書管理者、主任文書管理者及び文書管理者も、いずれも内閣府の職員としては上記の義務を負うことは前記（2）イと同様である。

そして、日本学術会議事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、日本学術会議事務局の職員が組織的に用いるものとして日本学術会議事務局が保有するに至ったものは、日本学術会議事務局において行政文書として管理される（作成後の行政文書の保存、廃棄等に係る法令等の定めは、被告準備書面（1）26ないし29及び32ページ）。当該管理に

は以下の者がそれぞれ当たり、文書管理者が直接の保存義務を負い、主任文書管理者はその部局における行政文書の管理に関する事務を監督をし、総括文書管理者は内閣府本府における行政文書の管理に関する事務の総括をする。

① 総括文書管理者

行政機関の長(内閣総理大臣)を補佐し、当該行政機関全体を総括する立場で文書管理に当たる者として適当と判断される者を充てることとされており、(行政文書管理ガイドライン(乙A1)6ページ)、日本学術会議においては内閣府大臣官房長をもって充てることとされている(内閣府文書管理規則(乙A3)3条2項)ことは、前記(2)イ①同様である。

② 主任文書管理者

内閣府本府の部局ごとに置かれる者であり(内閣府文書管理規則(乙A3)5条1項)、各部局の長をもって充てることとされ(内閣府文書管理規則5条2項)、総括文書管理者の指示に従い、当該部局における行政文書の管理に関する事務の監督を行う(同条3項)。

日本学術会議事務局においては、日本学術会議事務局長が該当する。

③ 文書管理者

文書管理の実施責任者であり(行政文書管理ガイドライン(乙A1)8ページ)、総括文書管理者の同意を得て、主任文書管理者により指名される者であり(内閣府文書管理規則(乙A3)6条1項)、主任文書管理者の指示に従い、その管理する行政文書の保存、行政文書ファイル管理簿への記載及び移管又は廃棄等を行う(同条2項)。

日本学術会議事務局の場合は、企画課長、管理課長、参事官(審議第一担当)、参事官(審議第二担当)、参事官(国際業務担当)が該当する。

ウ 本件処分11に係る請求対象文書が存在しないこと

(7) 日本学術会議事務局の職員は、令和2年改選に係る会員推薦事務は所掌するが、会員任命事務は所掌しない。そのため、会員推薦事務に関する行政文書を作成・取得することはあっても、会員任命事務に係る行政文書については作成義務を負わないし、かつ、取得することもない。

また、内閣総理大臣が、仮に内閣府の所管する行政事務である令和2年改選に関して行政文書を作成又は取得した場合、当該行政文書は、内閣府の長である内閣総理大臣が、内閣府大臣官房人事課の所掌事務に関して作成・取得したものであるから、内閣府大臣官房において管理されることとなり、日本学術会議事務局では管理しない。

さらに、内閣官房副長官についていえば、杉田内閣官房副長官が令和2年改選に関して行った本件総合調整事務は、内閣府の所掌事務である令和2年改選における意思決定に至る過程において行われたものであるから、内閣官房副長官が令和2年改選についての総合調整に関する事務を行う上で、仮に行政文書を作成した場合、当該行政文書は総合調整に係る情報として所管行政機関たる内閣府大臣官房人事課において管理されることとなり、日本学術会議事務局で管理することはない(被告準備書面(1)74ないし76ページ、被告準備書面(5)5ページ、被告準備書面(6)9及び10ページ)。

したがって、日本学術会議事務局は、本件処分11に係る開示請求時点において、対象文書を保有していなかったものである。また後記(1)のとおり探索を行ったにもかかわらず、対象文書は発見されなかった。

(1) 日本学術会議事務局長は、前記アのとおり、日本学術会議事務局において対象となる行政文書を保有していない場合には、不開示決定をすることができる。

そこで、日本学術会議事務局長は、本件処分11に係る開示請求について、開示請求の受付等を処理するものとされている内閣府大臣官房総

務課からの転送を受けた、上記文書について情報開示に関する権限が委任された者として、日本学術会議事務局の情報公開担当者をして、日本学術会議事務局内の執務室内を探索範囲とし、請求内容を明示して、それぞれ執務室内の机、書棚、書庫並びに共有フォルダ全体及び電子メール(本文及び添付ファイル)の探索指示を行い、中でも会員推薦事務に直接関係する日本学術会議事務局長、事務局次長、企画課長、企画課選考係、管理課長、管理課総務係の各該当箇所については、特に重点的に探索を行ったが、本件処分11に係る対象文書の存在は確認されなかった(被告準備書面(1)87ないし91ページ、被告準備書面(7)18ページ)。

(ウ) 以上のとおり、日本学術会議事務局は、本件処分11に係る開示請求時点において、対象文書を保有していなかったものであって、対象文書が存在していたと認められるべきではない。このことは、上記のとおり、探索を行った結果として対象文書が発見されなかったことから裏付けられているといえることができる。

2 第7回口頭弁論調書別紙2の1(2)(令和2年改選に係る行為)について

(1) 本件総合調整事務(第7回口頭弁論調書別紙2の1(2)第1段落目及び第2段落目)について

令和2年改選に際しては、杉田内閣官房副長官が、内閣法14条3項に基づき、同法12条2項4号及び5号所定の内閣官房の所掌事務として、各府省の人事に関する事務(内閣人事局の所掌に属するものを除く。)に対して、内閣として一貫性を確保する上で必要な総合調整を行った。具体的には、令和2年9月22日又は23日頃、杉田副長官から菅内閣総理大臣に対し、99名を任命することとして第2事件原告ら6名を外す旨相談をして、菅内閣総理大臣がその内容を了承することを直接判断したという結論を杉田内閣官房副長官から内閣府大臣官房に伝達したことが挙げられる。

内閣官房において、内閣総務官、内閣官房副長官補及び内閣情報官は、い

ずれも本件総合調整事務に関与しておらず、杉田内閣官房副長官のほか、これに関与した職員がいる事実は把握していない。また、内閣府においては、杉田内閣官房副長官から菅内閣総理大臣が日本学術会議の会員の任命について相談をした内容を了承することを直接判断したという結論部分のみを内閣府大臣官房において伝達を受けただけで、本件総合調整事務を実施した職員はいない。

そして、日本学術会議の会員任命事務を所管する内閣府大臣官房は、杉田内閣官房副長官が菅内閣総理大臣に対して本件総合調整事務として日本学術会議の会員の任命について相談をしたところ、菅内閣総理大臣がその内容を了承することを直接判断したという結論のみの伝達を杉田内閣官房副長官から受けて、甲A第59号証を保存するとともに、上記直接判断を踏まえて決裁文書(甲A60)を起案し、令和2年9月28日、菅内閣総理大臣の決裁を受けた。

(2) 令和2年改選に係る会員の推薦より前の事実経過(第7回口頭弁論調書別紙2の1(2)第3段落目)について

ア 日本学術会議の会員の推薦手続

日本学術会議の会員の推薦手続については、被告準備書面(1)(21及び22ページ)に述べたとおりであるが、より具体的には、会員及び連携会員の推薦その他の情報に基づき、選考委員会が候補者の名簿を作成して、これを幹事会に提出し、幹事会は、当該名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求める(日本学術会議会則8条1項ないし3項)。会長は、日本学術会議を代表して(日本学術会議法9条1項)、内閣総理大臣に対し、会員の候補者を推薦する(同法17条)。内閣総理大臣は、その推薦に基づいて会員を任命する(同法7条2項)。

イ 事実経過

(7) 日本学術会議は、令和2年改選に先立ち、令和元年11月、日本学術会議の運営に関する内規6条に基づき、会員及び連携会員に対し、令和2年2月7日を期限として、候補者の推薦を求めた¹。

(i) 令和2年2月から同年5月にかけて、選考委員会及びその分科会²により、前記(7)による推薦その他の情報に基づき、日本学術会議として内閣総理大臣に推薦すべき会員候補者の選考作業等が行われた。

会員候補者については令和2年4月30日開催の第16回選考委員会において、連携会員候補者については同年6月11日開催の第18回選考委員会において、それぞれ候補者名簿の内容が実質的に確定され、同月25日開催の第19回選考委員会において、同日開催の幹事会に会員候補者名簿の提出をすること等が決定された。

幹事会は、令和2年6月25日、会員候補者名簿を承認した。

(ii) 前記(i)の過程において、日本学術会議事務局は、令和2年4月2日付け甲A第63号証及び同年6月1日付け甲A第64号証のとおり、任命権者側に会員改選に向けた進捗状況等を説明した。

また、令和2年6月12日付けの甲A第65号証の内容のみが、上記のとおり同年4月30日開催の第16回選考委員会において会員候補者が実質的に確定した後に任命権者側から伝達されたため、同年6月25日開催の第19回選考委員会においては、実質的に確定していた候補者名簿のとおり幹事会に提出することが決定され、甲A第65号証について配布や報告はされず、議論がされることもなかった。

(iii) 幹事会は、令和2年7月9日開催の第180回総会に会員候補者名簿を提出し、当該会員候補者名簿は、同日、総会において承認された。

¹ <https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/senko/25senkou.html>

² 選考委員会には、選考委員会運営要綱に基づき、連携会員特別選考分科会、人文・社会科学選考分科会、生命科学選考分科会及び理学・工学選考分科会の4つの分科会が置かれている。

(ウ) 日本学術会議事務局は、令和2年8月28日、甲A第62号証のとおり決裁文書を作成し、その後、当該決裁文書は、日本学術会議会長まで決裁された。

日本学術会議会長は、令和2年8月31日、日本学術会議を代表して上記決裁文書の別紙(案)のとおり、内閣総理大臣に対し、会員の候補者を推薦した。

3 第7回口頭弁論調書別紙2の1(3)(令和2年改選の任命についての文書)について

令和2年改選の任命についての文書としては、被告準備書面(7)(9ページ)でも述べたとおり、内閣総理大臣の任命に係る意思決定に至る過程並びに内閣府本府の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるものとして公文書管理法4条に基づき作成された文書として、甲A第60号証に加え、甲A第56ないし59号証(甲A66ないし69)が保存されている。

4 第7回口頭弁論調書別紙2の1(4)(想定問答等)について

内閣府大臣官房人事課において、令和2年改選の後、第1事件各開示請求までの間に、令和2年改選に関する想定問答や答弁書案等を作成しており、同課において管理している。この想定問答や答弁書案等は、国会答弁用の資料であり、国会での質疑に関して作成したものであって、令和2年の日本学術会議会員の任命に関して作成した文書ではないことから、本件の対象文書に該当しない。

なお、内閣府大臣官房に対する請求については、対象文書1(2)に該当する文書として経緯に関する文書(甲A56ないし59)、任命に係る決裁文書(甲A60)及び承諾書(甲A61)を、対象文書3に該当する文書として経緯に関する文書(甲A56ないし59)及び任命に係る決裁文書(甲A60)を、それぞれ特定している。

5 第7回口頭弁論調書別紙2の1(5)(探索の範囲)について

(1) 電子文書(第7回口頭弁論調書別紙2の1(5)ア)について

ア 内閣官房

(ア) 内閣官房は、会員任命事務及び会員推薦事務を所掌しないため、内閣府大臣官房及び日本学術会議事務局(後記イ及びウ)と異なり、関連する課や係といったものはなく、内閣総務官室及び官邸各室、内閣官房副長官補及びその下にある各室並びに内閣情報調査室のそれぞれの執務室内について、特に重点を置く範囲を定めずに探索を行った。

(イ) 電子メールのうち、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書に該当するものについては、原則として作成者又は第一取得者が速やかに関連文書とともに行政文書ファイルにまとめるなどして、共有フォルダ等に移し、保存するものとされており、令和2年度当時も同様である。

電子メールの探索は、内閣総務官室及び官邸各室、内閣官房副長官補及びその下にある各室並びに内閣情報調査室の、それぞれ執務室内を探索範囲とし、共有フォルダに限らず、各開示請求時点で前記(ア)の各部局に所属している職員の個人のメールボックスも探索対象として行ったが、関係する電子メールは発見されなかった。なお、個人のメールボックスについては、職員が各自の電子メールを探索したものである。

(ウ) 共有フォルダ及び電子メールの探索に当たり、内閣総務官室、内閣官房副長官補及び内閣情報調査室の情報公開担当者を通じて、各開示請求時点で前記(ア)の各部局に所属している職員に対し、請求内容を明示して探索指示を行っており、検索用語で絞って検索をかけるべき旨の指示はしておらず、検索用語も指定していない。

イ 内閣府大臣官房

(ア) 内閣府大臣官房における日本学術会議会員の任命事務は、大臣官房長、人事課長、人事課参事官、人事課企画係、人事課任用2係が主に関係し

ている。

そのため、内閣府大臣官房においては、内閣府大臣官房(大臣官房長、人事課)の執務室内を探索範囲としつつ、大臣官房長、人事課長、人事課参事官、人事課企画係及び人事課任用2係については特に重点的に探索を行った。

- (イ) 電子メールのうち、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書に該当するものについては、原則として作成者又は第一取得者が速やかに関連文書とともに行政文書ファイルにまとめるなどして、共有フォルダ等に移し、保存するものとされており、令和2年度当時の職員も同様の処理を行っている。

探索は、上記共有フォルダに保存された電子メールに限らず、開示請求の時点における大臣官房長及び人事課に所属している全職員の個人のメールボックスも含め探索したが、関係する電子メールは発見されなかった。なお、個人のメールボックスについては、各職員が各自の電子メールを探索したものである。

第1事件各開示請求に係る探索を行った時点では、令和2年当時の関係者として、大臣官房長及び人事課長が引き続きその職にあったほか、人事課参事官が引き続き人事課内に在籍していた。

- (ロ) 共有フォルダ及び電子メールの探索に使用された検索用語については、特段記録は残っていない。また、各職員による個人のメールボックスの探索については、各職員に対して開示請求の内容を了知させた上で、各職員がそれぞれ、各自の電子メールを探索した。

ウ 日本学術会議事務局

- (ア) 日本学術会議事務局における会員推薦事務は、同事務局企画課選考係において候補者の選考事務を担い、同事務局管理課総務係において総会で候補者が承認された後の内閣総理大臣への推薦事務を担っている。

そのため、日本学術会議事務局においては、同事務局内の各執務室内を探索範囲としつつ、事務局長、事務局次長、企画課長、企画課選考係、管理課長及び管理課総務係については特に重点的に探索を行った。

- (イ) 電子メールのうち、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書に該当するものについては、原則として作成者又は第一取得者が速やかに関連文書とともに行政文書ファイルにまとめるなどして、共有フォルダ等に移し、保存するものとされており、令和2年当時の職員も同様の処理を行っている。

第1事件各開示請求後及び第1事件各審査請求後の各探索において、電子メールについては、共有フォルダ等に保存された電子メールのほか、各請求を受けて行った各探索時に日本学術会議事務局企画課及び管理課に在籍していた職員並びに日本学術会議事務局長及び同事務局次長の電子メールを探索した。

第1事件各開示請求後に係る探索を行った時点では、令和2年当時の関係者(日本学術会議事務局長、同事務局次長、企画課長、企画課選考係、管理課長、管理課総務係)のうち、事務局長、事務局次長(令和2年8月に交代したが役職を変えて在籍していた。)、選考係(担当補佐)が引き続き在籍していた。

- (ウ) 共有フォルダは、第2事件原告ら6名の「氏名」、「推薦」、「任命」、「説明資料」等を検索用語として使用して探索した。電子メールについては、各職員による個人のメールボックスの探索については、各職員に対して開示請求の内容を了知させた上で、各職員がそれぞれ、各自の電子メールを探索したが、その際、検索用語の指定はしていない。

(2) 紙文書(第7回口頭弁論調書別紙2の1(5)イ)について

ア 内閣官房

前記(1)アのとおり、内閣官房は、会員任命事務及び会員推薦事務を所掌

しておらず、また、内閣府の所掌事務である令和2年改選における意思決定に至る過程において行われた総合調整事務も含め、これらの事務に関する行政文書は内閣府において管理されるべきものであるから、そもそも内閣官房において、各開示請求時点で令和2年改選に係る行政文書ファイル等は作成されておらず、行政文書ファイル等に基づく探索をすることはできない。

そのため、探索範囲としては、内閣総務官室及び官邸各室、内閣官房副長官補及びその下にある各室並びに内閣情報調査室のそれぞれの執務室内について、当該執務室内の机、書庫、共有フォルダ及び電子メールとしたものであり、机については、人事異動があった場合はそのまま後任者に引き継がれることから、令和2年当時に使用されていた机についても、各開示請求時点で当該機を使用している職員が確認した。

イ 内閣府大臣官房

(7) 探索は公文書管理法に規定する行政文書ファイルには限られないが、以下の行政文書ファイル(当該ファイルは、電子ではなく、紙で保存されているものである。)は特に重点的に確認しており、開示した文書も当該行政文書ファイルに保存されていた。

大分類	人事
中分類	任用第1
小分類	令和2年人事公文任免 各種審議会委員等
保存期間	10年
保存満了時の措置	移管

(1) なお、机については、人事異動があった場合はそのまま後任者に引き継がれることから、令和2年当時に使用されていた机についても、各開示請求時点で当該機を使用している職員が確認した。

ウ 日本学術会議事務局

(7) 探索は、日本学術会議事務局の執務室内を対象に行っているが、前記
 (1)ウ(7)のとおり、日本学術会議事務局における会員推薦事務は、同事務局企画課選考係において候補者の選考事務を担い、同事務局管理課総務係において総会で候補者が承認された後の内閣総理大臣への推薦事務を担っていることから、事務局長、事務局次長、企画課長、企画課選考係、管理課長、管理課総務係が関係する机、書庫、書棚については特に重点的に探索を行った。

開示した文書は以下の行政文書ファイルに保存されていた。

a 甲A第62号証

大分類	総務
中分類	会員等任免
小分類	第25期改選 会員任免(令和2年)
保存期間	10年
保存満了時の措置	廃棄

b 甲A第63ないし65号証

大分類	選考委員会
中分類	開催等事務処理
小分類	令和2年度会議開催等事務処理関係
保存期間	5年
保存満了時の措置	廃棄

(1) 紙文書については、机、書庫、書棚を探索したものであるが、事務局長、事務局次長、企画課長、企画課選考係、管理課長及び管理課総務係それぞれが使用する机等の文書については特に重点的に、行政文書ファイル等に限らず一通り探索した。

なお、机については、人事異動があった場合はそのまま後任者に引き

継がれることから、令和2年当時に使用されていた机についても、各開示請求時点で当該機を使用している職員が確認した。

6 第7回口頭弁論調書別紙2の2(1)(最高裁判決を踏まえた主張)について

第1事件各不開示部分及び第2事件各不開示部分は、いずれも合理的に区切られた範囲となっており、これ以上分割することはできない。

したがって、分割を前提に「おそれ」の有無について補充すべき主張もない。

7 第7回口頭弁論調書別紙2の2(2)（「への説明資料」の前後の一体性）について

詳しくは、後記第2の1で述べるが、原告らのいう「本件情報A」と「本件情報B」には、対応する記号がそれぞれに含まれており、不可分一体的な情報といえる。

8 第7回口頭弁論調書別紙2の3(国家賠償請求)について

被告は、国賠法上の違法性に係る原告らの主位的主張及び予備的主張に理由がないことを被告準備書面(7)(13ないし17ページ)で主張したとおりであるほか、以下のとおり、主張を補充する。

(1) 原告らの主張の概要

原告らは、本件処分1ないし6、9、11及び13ないし30に係る各文書の存在が認められないときの予備的主張として、同文書がそのように不存在であるということは、被告の各職員が同文書を取得したものの、被告の各職員の何者かが当該文書の保存義務に違反して当該文書を廃棄したということであるから、故意又は重大な過失による国賠法上違法な行為であると主張する(第1事件につき原告ら準備書面(6)37ないし40ページ、第2事件につき同27ないし31ページ)。

(2) 原告らの主張は理由がないこと

ア 行政文書を取得したことを前提とする原告らの主張は更に行政文書が作成されたことを前提とするものであるところ、そもそも当該文書は作成さ

れていないから、原告らの主張は前提を欠き、失当であること

原告らの前記(1)の主張は、国賠法上の違法性に係る原告らの主位的主張と同様、文書が作成されたことを前提とするものであるところ、被告準備書面(7)(15ページ)で述べたとおり、そもそも原告らの主張する行政文書は作成されていないから、かかる文書を取得することはあり得ない。

したがって、原告らの主張は、国賠法上の違法性に係る原告らの主位的主張と同様、その前提を欠き、失当である。

イ 行政文書を取得したことを前提として保存義務違反であると主張する原告らの主張は前提を欠き失当であること

原告らの前記(1)の主張は、原告らの主張する行政文書を取得したことを前提とした主張であるところ、同主張は誤解に基づいて根拠のない臆測又は独自の見解を述べるものにすぎないから、原告らの主張は、その前提を欠き、失当である。

ふえんして述べると、これまで繰り返し述べてきたとおり、日本学術会議会員の任命は、内閣府大臣官房が所掌しており、内閣官房の所掌事務ではないから、原告らの主張する行政文書を内閣官房の各部局が取得する必要はないし、現に取得していない(被告準備書面(6)11ページ)。また、内閣府大臣官房においては、内閣総理大臣が一部の会員候補者を任命しないことについて、各伝達記録(甲A59及び69)のとおり、その結果が伝達されたにすぎず、一部の日本学術会議会員候補者を「任命しなかった根拠ないし理由がわかる」文書は取得していない。また、日本学術会議は、推薦事務を所管するものの、任命事務を所管しないから、任命事務に係る行政文書を取得する立場になく、取得していない(むしろ日本学術会議は、任命権者側に対し、第2事件原告らを任命しなかった理由の説明を求めているが、未だに任命権者側から説明されたことがない。乙A17)。

ウ 職務上の注意義務違反及び故意又は重過失が認められないこと

本件においては、そもそも被告の各職員による行政文書の取得の事実が立証されない以上、同事実を前提として保存義務違反が認められる余地はない。

ひとまずその点をおき、仮に被告の各職員において原告らの主張する行政文書を取得したことがあったとしても、内閣官房は、各行政機関から様々な説明・報告を受ける立場にある関係上、令和2年改選に係る行政文書の取得も、各行政機関において作成した説明資料等を取得するということになる。そうすると、当該説明資料等は、これを作成した各行政機関において、その正本・原本を管理することとなるのであるから、内閣官房においては、当該説明資料等につき、内閣官房文書管理規則7条9項各号所定の、保存期間を1年未満とすることができる文書に該当するものとして、当該説明等の使用目的終了後、遅滞なく廃棄する取扱いに従うこととなる。したがって、仮に内閣官房の各職員が原告らの主張する行政文書を取得することがあったとしても、その廃棄は、上記取扱いに従った対応ということになるから、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行政文書を廃棄したなどと認められる余地はない。ましてや、「故意又は重過失」が認められることなどあり得ない。

また、内閣府の所管事務である令和2年改選に関し内閣総理大臣又は内閣官房副長官が仮に行政文書を取得した場合には、当該行政文書は、内閣府において管理されることとなるが、内閣府においては、保存義務に従い、令和2年改選に関しては、甲A第60号証を中心とした各文書を内閣総理大臣の任命に係る意思決定に至る過程並びに内閣府本府の事務及び事業の実績を合理的に跡付け又は検証することができる文書として保存しており(被告準備書面(6)16及び17ページ)、これらの文書のみでも、令和2年改選における内閣総理大臣の任命に係る意思決定に至る過程並びに内閣府本府の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することが

できる。内閣府文書管理規則(乙A3)16条5項は、「意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする」と規定しているのであるから、内閣府において、甲A第60号証を中心とした各文書以外には、「意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書」はないと判断し、保存期間を1年未満として廃棄したとしても、そのことから、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と保存せず、廃棄したとは認められないことは明らかである。ましてや、これが内閣府の職員の「故意又は重過失」によるものと認められることなどあり得ない。

さらに、日本学術会議事務局が、任命事務を所管せず、任命事務に係る行政文書の保存義務を負うことがないことは被告準備書面(6)(21ページ)で述べたとおりであるから、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と保存せず、廃棄したと認められないことは明らかである。ましてや、これが日本学術会議事務局の職員の「故意又は重過失」によるものと認められることなどあり得ない。

(3) よって、保存義務違反を理由とする国賠法上の違法性に係る原告らの予備的主張はいずれも理由がない。

第2 最高裁判所の各判決に基づく原告らの主張は理由がないこと(原告ら準備書面(7)に対する反論)

1 最高裁判所令和7年6月3日第三小法廷判決(裁判所時報1865号3ページ。以下「6月3日最高裁判決」という。)を踏まえて内閣府大臣官房長の各一部不開示決定(本件処分7及び8)を論難する第1事件原告らの主張は理由がないこと

(1) 第1事件原告らの主張の概要

第1事件原告らは、6月3日最高裁判決は、行政文書の一定の部分を不開示とする部分開示がされた場合、当該「一定の部分(情報の単位)は「合理的に区切られた範囲」である必要があり、かつ、当該一定の部分が合理的に区切られていることについては「国側が主張立証責任を負っている」ことを示したものであるなどとし、「その考え方は、行政文書の一部不開示決定において不開示部分の区切り方(情報単位)が問題となっている本事案(本件処分7及び本件処分8)についても当然にあてはまる」として、6月3日最高裁判決を踏まえれば、「本件情報A」と「本件情報B」がまとまりを持った独立した一体的な情報である旨の被告の主張は、6月3日最高裁判決が示す情報公開法6条1項の解釈を誤ったものである旨主張する(原告ら準備書面(7)8ないし10ページ)。

(2) 第1事件原告らのいう「本件情報A」と「本件情報B」は不可分一体の情報として「合理的に区切られた範囲」であること

しかし、6月3日最高裁判決は、「文書に設けられた「備考」欄には、その性質上、当該文書に記録された主要な情報に付随し又は関連する多様な情報が記録されることが一般的に想定されるところ、前記事実関係等によれば、本件各文書の「備考」欄には、様々な小項目が複数設けられているものがあり」、不開示とされた「部分にも、複数の小項目が設けられているものがあることがうかがわれる」という事案において、「原審としては、不開示とされた「備考」欄についても「小項目が設けられているか否か、小項目が設けられている場合に、それでもなお当該「備考」欄について一体的に本件各号情報(引用者注：情報公開法5条3号又は4号所定の不開示情報)が記録されているといえるか否か等について明らかにするよう求めた上で、合理的に区切られた範囲ごとに、本件各号情報該当性についての判断をすべきであった」旨判示し、審理不尽の違法を理由に審理を原裁判所に差し戻したものであるところ、本件のうち本件処分7及び本件処分8に係る部分は、表形式の事案

でも、「備考」欄のように小項目が複数設けられていることがうかがわれる事案でもないのであるから、6月3日最高裁判決の射程が及ぶものではない。

この点をおくとしても、本件不開示部分1(第1事件原告らがいう「本件情報A」が記載されている。)には「説明を受ける者を表す記載」及び記号の記載があり、本件不開示部分2(第1事件原告らがいう「本件情報B」が記載されている。)には「説明を受ける者を表す記載」はなく本件不開示部分1の中に記載された記号に対応する記号が記載されているところ、このように「本件情報B」は「本件情報A」と一体となって初めて意味を持つ不可分一体の情報であるから、同判決を踏まえても、第1事件原告らのいう「本件情報A」と「本件情報B」は一体的な情報であって、これらを細分化することはできない。本件においては、「への説明資料」との記載が、本件不開示部分1と本件不開示部分2との間にあるものの、そもそも、本件不開示部分1及び2並びにこれらの間にある「への説明資料」という記載は、一体的な1個の開示情報であって、審査請求において「への説明資料」という記載を特に明示して部分開示が認められたことから、本件不開示部分1と本件不開示部分2という2つの部分があるにすぎないことは、被告準備書面(6)(26ページ)で主張したとおりである。

なお、被告は、上記のとおり、合理的な範囲に区切って、当該範囲ごとに不開示情報該当性を主張立証しているのであるから、これ以上、当該範囲を更に細分化して、独立して開示しても差支えのない字句や記述が含まれていないかを検討する必要はない。

(3) 「本件情報B」には「有意の情報が記録されていない」こと

情報公開法6条1項本文は、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と定めつつ、同条ただ

し書において「ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と定めている(なお、6月3日最高裁判決は、その判示中で同項本文の内容に触れるにとどまり、ただし書には言及していない。)

そして、被告準備書面(1)(54ページ)で述べたとおり、同項ただし書の「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。そして、「有意な情報」かどうかの判断は、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものである。(総務省行政管理局編「詳解情報公開法」86ページ)

そうすると、仮に「本件情報A」と「本件情報B」との情報の一体性が否定されるのであれば、「本件情報B」には、単なる記号が記載されているだけで、その黒塗りの範囲からも明らかなように、その記号はせいぜい1文字程度であるから、そのような情報の内容が開示されても意味のないものとして、「有意の情報が記録されていないと認められるとき」に該当することは明らかである。

したがって、「本件情報B」は、当該情報公開法6条1項ただし書きに当たるから、内閣府大臣官房長は、「本件情報B」を開示する義務を負わない。

(4) 小括

したがって、第1事件原告らの前記(1)の主張は理由がないし、仮に第1事件原告らがいう「本件情報A」と「本件情報B」を別個の情報と見るとしても、「本件情報B」には、有意な情報が記録されていないから、内閣府大臣官房長による本件処分7及び8は適法である。

2 最高裁判所令和7年6月6日第三小法廷判決(裁判所時報1865号12ページ)を踏まえて内閣府大臣官房長及び日本学術会議事務局長の各処分(本件処

分7、8及び10)を論難する第1事件原告らの主張は理由がないこと

(1) 第1事件原告らの主張の概要

第1事件原告らは、最高裁判所令和7年6月6日第三小法廷判決(裁判所時報1865号12ページ。以下「6月6日最高裁判決」という。)で問題となった情報公開法5条6号イは、被告が本件処分7、8及び10について主張する同号二とともに、「行政機関に共通に見られる事務事業情報であって、これを開示することにより、その適正な事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれが生ずる場合がある、と考えられる典型的な支障として列挙されたものである」という点で共通している。」から、同判決の「射程は、本件にも当然に及ぶ」とし、同号にいう「「おそれ」の内容は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」が生ずる確度も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されるのである」と主張する(原告ら準備書面(7)3ないし5ページ)。

その上で、本件処分7及び8については、被告が「推薦後の時点で「働きかけ」が行われないと断定できないとする具体的な事情(過去の事例等)の存在について、これまで一切主張していない」し、「「働きかけ」に基づき現に任命拒否がされるという「働きかけ」の実効性もまた存在しなければならないはず」であるのに、「この点についてもこれまで何ら主張していない」とし(原告ら準備書面(7)11ページ)、本件処分10については、第1事件不開示部分3①及び②に関しては、被告が「新たな主張や立証は一切していない」し、第1事件不開示部分3③に関しては「同種の資料が作成された場合」という仮定的事情に依拠したものにすぎず、「同種の資料」に係る基礎事情はもとより、当該仮定的事情が生じる可能性を支える具体的な事実関係についても何ら主張立証していないから、被告の主張する「おそれ」が存在しないことは明らかである旨主張する(同13ないし15ページ)。

(2) 内閣府大臣官房長の各一部不開示決定(本件処分7及び8)が適法であること

と

ア しかし、第1事件原告らの前記(1)の主張は、結局のところ、公務員(日本学術会議会員)の任命に関わるプロセスの全てを公表すべきとするものであり、このような主張が暴論であることは被告準備書面(6)(23ページ)で指摘したとおりである。

イ この点をひとまずおくとしても、日本学術会議会員の推薦事務及び任命事務に関し、任命権者側に対して、ある者が推薦されるべき又は推薦されるべきでないとし、あるいは、推薦された者について任命されるべき又は任命されるべきでないとするなどの様々な働き掛けを試みる者が生じ得るし、推薦及び任命に関する過程において、説明を受けた者を具体的に明らかにすれば、任命に際して、誰に対して、どのような資料を用いて説明を行ったのかという人事の一連のプロセスが明らかになり、ひいては、当該説明を受けた者と同じ特定の官職にある者にアプローチすれば、任命権者である内閣総理大臣の判断に影響を及ぼし得るものとして、当該特定の官職にある者に対して様々な働き掛けを試みる者がより効果的にこれを行うことを可能にし、公正・円滑な任命行為の確保に支障を生じるおそれがある。

このような懸念が決して抽象的なものでないことは、後記(3)イのとおり、平成30年に任命権者側との意見の隔たりにより日本学術会議の補欠会員の推薦を行えなかった事実があることから明らかである(ただし、その後、令和2年改選に係る意思決定過程において、内閣府大臣官房(人事課)が政府内での説明資料として甲A第56号証ないし甲A第58号証を作成したこと、その後、内閣府大臣官房が、任命権者である内閣総理大臣の判断を内閣官房副長官により伝達され、その内容を甲A第59号証のとおり記録したことは、被告準備書面(1)(58及び59ページ)のとおりである。)

ウ したがって、人事に関する「働きかけ」が行われないと断定できないことを示す過去の事例等や「働きかけ」の実効性について、被告が「これまで何ら主張していない」などとする第1事件原告らの主張は、被告の主張を正解しないものであって、理由がない。

(3) 日本学術会議事務局長の一部不開示決定(本件処分10)が適法であること

ア 第1事件不開示部分3③(甲A65)は、会員候補者の氏名及び肩書きのみが記載されている部分であり、会員に任命された候補者であれ、任命されなかった会員候補者であれ、推薦の過程で何らか取り沙汰された者であると推察されるおそれが非常に高いものである。

イ また、日本学術会議の会員については、以下のとおり、平成30年に任命権者側との意見の隔たりにより補欠会員の推薦を行えなかった事実がある。

すなわち、日本学術会議の会員の任期は6年であるが、3年ごとにその半数が任命されるが、会員は、70歳に達したときに退職するとされており、会員が任期の途中で退職したときは、その残任期間について、補欠の会員の任命が行われるとされていたところ、平成29年に、会員の半数について任命が行われた後、平成30年10月の日本学術会議総会までの間に、定年により3名の欠員が生じたため、日本学術会議においては、当該3名についての補欠会員の推薦が必要となり、日本学術会議内の手続を進めた。その後、総会での承認までの間に、円滑な任命手続のため、日本学術会議事務局があらかじめ任命権者側に説明を行っていたところ、任命権者側からは、3名の補欠会員候補のうち1名について推薦順位を入れ替えるべきとの発言がされるなど、その推薦順位に関して、任命権者側との間で意見の隔たりが生じたため、当該会員の補欠候補者については、同月の総会での承認が見送られることとなった(乙A18)。

このように、平成30年に任命権者側との意見の隔たりにより補欠会員

の推薦を行えなかったこと、そのような経緯の中で令和2年改選に関連して甲A65が作成されたこと等を踏まえれば、本件処分10の時点で、将来会員の推薦が行えないという事態が再び生じるなどし、「任命権者側から日本学術会議事務局に、令和2年改選に向けた会員候補者の推薦に係る事項として伝達された内容を記録したもの」と同種の資料が作成される可能性があったといえる。

また、過去に任命権者側との意見の隔たりが推薦事務に影響した事実を踏まえれば、日本学術会議会員の推薦事務に関し、任命権者側に対して、ある者が推薦されるべき又は推薦されるべきでないとするなどの様々な働き掛けを試みる者が生じ得るといえるし、以上の過程において、説明を受けた者を具体的に明らかにすれば、推薦に際して、誰に対して、どのような資料を用いて説明を行ったのかという人事の一連のプロセスが明らかになり、ひいては、当該特定の官職にある者に対して様々な働き掛けを試みる者がより効果的にこれを行うことを可能にし、その公正・円滑な推薦行為の確保に支障を生じる具体的なおそれがある。

したがって、当該「おそれ」が存在しないことが明らかであるとの第1事件原告らの主張には理由がない。

(4) 小括

以上のとおり、第1事件原告らの前記(1)の主張は理由がない。

第3 理由提示の不備の違法をいう原告らの主張は理由がないこと(原告ら準備書面(8)に対する反論)

1 行政機関が対象文書の作成・保存・管理義務を負う場合に不存在を理由とする不開示処分をするときは通常より高度の理由提示が必要である旨の原告らの主張は理由がないこと

(1) 原告らの主張の概要

原告らは、①6月3日最高裁判決の宇賀克也裁判官の「補足意見(ママ)」が「情報公開訴訟においては、行政機関の長から、開示請求対象文書における不開示情報が存在する箇所と、該当する不開示情報の条項、当該条項に該当する理由が示されなければ、原告は、それが違法であること(本件各号情報については裁量権の逸脱・濫用があること)を主張する手掛かりすらつかめない。」と述べているところ、この「性質は、不存在を理由とする不開示処分にも当てはまる」のであって、「開示請求の請求人側は、(中略)不存在による不開示決定が違法であることを立証する手掛かりを得ることはきわめて困難である」から、「請求人側が審査請求や取消訴訟を提起するのに支障がないように、行政文書の存否だけでなく、そもそも作成されなかったのか作成後に廃棄されたのか、作成されなかった場合はどのような理由で作成されなかったのか等の事情を、不開示処分の段階で行政機関が説明することが求められる」(原告ら準備書面(8)6ないし8ページ)、②「行政機関が対象文書の作成・保存・管理義務を負う場合、不存在を理由とする不開示処分において」は、「対象文書が存在していないことの要因(対象文書を作成・取得していないのか、作成したが廃棄したのかなど)に加えて、作成されなかった場合はどのような理由で作成されなかったのか、探索の詳細(どのような方法でどのような場所を探索したか等)まで記載しない限り、行政手続法8条に基づく理由提示としては不備があるというべきである。」(原告ら準備書面(8)11及び12ページ)などとして、行政機関が対象文書の作成・保存・管理義務を負う場合には不存在を理由とする不開示処分をするときは通常より高度の理由提示が必要であると主張する。

(2) 原告らの主張には理由がないこと

ア しかし、被告準備書面(1)(91及び92ページ)及び被告準備書面(2)(45及び46ページ)で述べたとおり、行政手続法(以下「行手法」という。)8条がいわゆる申請に対する拒否処分の際に理由提示を求めている趣旨は、

行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、申請者による不服申立てに便宜を与えることにあると解される。そうすると、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該拒否処分がされたかを、申請者においてその記載自体から了知し得るものであれば、それが行手法8条の上記趣旨に反するということはできないのであって(最高裁昭和60年1月22日第三小法廷判決・民集39巻1号1ページ、最高裁平成4年12月10日第一小法廷判決・裁判集民事166号773ページ参照)、このことは、原告らのいう「行政機関が対象文書の作成・保存・管理義務を負う場合」であるか否かにかかわらずというべきである。

イ 原告らは、前記(1)①のとおり、6月3日最高裁判決の宇賀克也裁判官の「意見」部分(原告らは「補足意見」とするが誤りである。)を引用して主張するが、「意見」部分には法廷意見と異なって判例としての拘束力がないことをおくとしても、同引用箇所は、対象文書が存在する場合に、不開示情報の該当条項及び理由が示されないことの問題性を指摘したものであるから、文書の不存在を理由として不開示処分をする場合に直ちに当てはまるものではない。

情報公開法9条2項は、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定しているのであるから、行政機関の長は、不開示決定をするに際し、請求者において、当該不開示決定がされた理由が、実施機関において公開請求に係る対象文書を保有していないためであるのか、情報公開法8条の規定により拒否されたのか、あるいは、対象文書に非公開情報が記録されているためであるのか、非公開情報が記録されているためであるときには、同法5条所定の不開示事由のいずれに該当するのかを、その理由

とともに了知し得るものでなければならないと解するのが相当であるが、文書が不存在の場合、文書が不存在であることを示せば、原告は、それが違法であることを主張する手掛かりとして十分であり、さらにそれ以上の不存在の理由は、より原告らの主張に役立つというレベルのものであって、これが明らかでなければ主張できないというレベルのものとは自ずと異なる(文書の不存在であることが示されれば、申立書や訴状の請求の趣旨及び原因の記載に不足はない。)。しかるに、原告らが引用するとおり、6月3日最高裁判決の宇賀克也裁判官の意見は、対象文書が存在する場合に、不開示情報の該当条項及び理由が示されないと、「違法であること(括弧内略)を主張する手掛かりすらつかめない」とするものであるから、そのような「性質は、不存在を理由とする不開示処分にも当てはまる」との原告らの主張は誤りである。

なお、上記引用箇所は、飽くまでも「主張する手掛かり」がつかめないことの問題性を指摘するものであって、原告らのいうように「立証する手掛かり」を問題としているわけではない。原告らの主張は、行手法8条が求める不服申立ての便宜を超えて、不服申立て後に違法性を立証するために高度の理由の付記という更なる便宜を求めるものであって、失当である。

ウ　ところで、原告らは、行政機関は行政文書の不存在を理由とする不開示処分の前提として必ず該当文書の探索を行うため、理由提示の恣意抑制機能や不服申立便宜機能の観点から、どのような方法でどのような場所を探索したか等の探索の詳細も不開示処分の理由中で説明することが求められると主張する(原告ら準備書面(8)8及び9ページ)。

しかし、理由提示の恣意抑制機能や不服申立便宜機能の観点から探索の詳細を不開示処分の理由中で記載することが義務付けられているとする法的根拠は何ら存しないし、そのような記載がなくとも申請者において処分理由は認識することは可能である。また、行政文書は、公文書管理法に

基づいて整理、保存されているところ、行政文書の探索は、少なくとも上記保存を前提として必ず行われるものであるから、殊更に探索の詳細を処分理由として説明する必要があるともいえない。

よって、原告らの上記主張は理由がない。

エ また、原告らは、東京高等裁判所平成23年9月29日判決(判例タイムズ1377号79ページ。以下「東京高裁平成23年判決」という。)が当該事案の事情の下では「当省は該当する文書を保有していないため、不開示(不存在)としました。」との記載でもかろうじて理由提示に不備はないとしたものの、「逆に言えば、上記のような事情がない場合は、上記程度の記載では理由提示として不備があり、「過去の一時点における作成や取得の有無を把握した上存在しない理由」や「探索をしたが開示対象文書を発見できなかったということであること」の記載が求められることもあり得ることを示していると主張する(原告ら準備書面(8)11ページ)。

しかし、東京高裁平成23年判決は、当該事案の事実関係を踏まえて、「本件処分1の通知書には一応開示できない理由は示されているものというべきであり、このような理由付記をしたことに違法はない」としたものであるところ、原告ら主張するように「かろうじて」理由提示に不備がないとしたものということとはできないし、また、原告らのような記載が求められることが法令上あり得る旨を判示したものでない。

よって、原告らの上記主張は理由がない。

オ なお、原告らは、上記(イ)の主張の根拠として、平成17年4月28日総務省行政管理局長通知(行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の趣旨の徹底等について)において「特に、文書の不存在を理由とする不開示決定については、請求対象文書をそもそも作成・取得していない、作成したが保存期間が経過したので廃棄したなど、対象文書が存在していないことの要因についても

付記することを徹底すること。」と記載されていることを指摘する(原告準備書面(8)10ページ)。

しかし、行手法8条の趣旨に照らせば、不開示決定を通知するに当たって、理由としては文書が不存在であることを示せば足りると解されることはここまで述べてきたとおりであるし、同通知は、もとより検討会において報告された事項について職員に趣旨の徹底を図り、適正な運用に努めるよう求めたものではあるものの、文書の不存在の要因について記載をしなければ、行手法8条の趣旨に反し、理由提示が違法になるとまでしているものではない。

したがって、同通知をもって、直ちに理由提示に原告らが求める高度な理由の提示が義務付けられるとか、その程度まで記載しないと理由提示が不備であると断じられるわけではない。

かえって、同通知の発出後に言い渡された東京高裁平成23年判決においても、通知内容とは異なる「文書を保有していないため、不開示(不存在)」との理由提示が「一応開示できない理由は示されているものというべきである」とされ、理由提示不備の違法性が否定されていることは原告らの指摘するとおりである。

(3) 小括

したがって、原告らの上記(1)の主張は理由がない。

2 本件各処分のうち対象文書の不存在を理由とする不開示処分をするときは通常より高度の理由提示が必要である旨の原告らの主張は理由がないこと

(1) 原告らの主張の概要

原告らは、行政文書の作成・保存・管理義務を負う場合には、高度の理由提示が必要になるとの見解を前提として、「本件各処分のうち文書や保有個人情報不存在を理由とする処分の理由提示においては、対象文書を作成・取得していないのか、作成したが廃棄したのかといった点の説明、対象文書

の作成義務者や管理責任者が誰であって、その者がどういう行動をとったのかといった点を含む文書が作成・保存・管理されなかった理由の説明、どのような方法でどのような場所を探索したかといった対象文書の探索の詳細の説明がいずれもなされない限り、理由提示に不備があるというべきである。」と主張する(原告ら準備書面(8)17ページ)。

(2) 原告らの主張には理由がないこと

ア しかし、原告らの上記主張は、前記1(1)の主張を前提とするものであるところ、その前提に理由がないことは前記1(2)で述べたとおりである。

イ また、原告らは、内閣官房、内閣府大臣官房及び日本学術会議事務局が、令和2年改選に当たって第2事件原告ら6名が任命されなかったことに関する文書の作成義務を負っていたと主張するが(原告ら準備書面(8)12ないし15ページ)、内閣官房、内閣府大臣官房及び日本学術会議事務局のいずれもが令和2年改選に関して現に開示済みの文書以外の行政文書の作成義務を負っていないことは、被告準備書面(1)(71ないし73ページ)、被告準備書面(6)(8ないし10、15ないし21ページ)で述べたとおりである。

ウ なお、原告らは、令和2年改選に当たり第2事件原告ら6名が任命されなかったことが各行政庁で定める文書管理規則において「重要」かつ「異例」な事項であることから、各行政庁は対象文書の保存期間が1年以上となる旨を主張している(原告ら準備書面(8)12ないし15ページ)。

しかし、各行政庁で定める文書管理規則における「重要又は異例な事項」とは、「ある業務について、通常とは異なる取扱いをした場合(例：通常専決処理される事務について、本来の決裁権者まで確認を求めた場合)等が想定される」(行政文書管理ガイドライン(乙A1)18及び24ページ)とあるところ、ここにいう「通常とは異なる取扱いをした場合」とは「例」で示されているような通常の決裁区分とは異なる「取扱い」によって業務

をした場合等をいうものであって、単に決裁の対象となる内容について「通常」と異なりがあっても、直ちにこれに当たるものと解することはできない。そもそも決裁の内容について、決裁ごとに異なりがあるのは当然であるところ、決裁内容について特定の取扱いのみを「通常」であるなどと設定することは困難であるし、仮に、そのような設定をしたとしても、これと異なる内容の決裁をすれば、直ちに「通常とは異なる取扱い」であって、「重要又は異例な事項」に当たると解した場合には、これらについてすべからず保管を要することとなり、膨大な記録の保管等に多大な労力を要し、円滑な行政の運営に支障を及ぼしかねないから、上記ガイドラインの取扱いは合理的なものであるといえる。

しかるに、被告準備書面(1)(77ないし79ページ)で述べたとおり、日本学術会議法についての「確立した有権解釈」は、内閣総理大臣は日本学術会議法17条による推薦を十分に尊重する必要があるが、推薦のとおり任命すべき義務があるとまではいえないというものであって、内閣総理大臣が推薦された者を任命しないことを排除しているわけではなく、このことは平成30年に内閣法制局と日本学術会議事務局との間で確認され、国会においても繰り返し説明されているところである。そうすると、令和2年改選に当たり第2事件原告ら6名が任命されなかったことは、「確立した有権解釈」に反するものではないし、令和2年改選は、公務員人事の一環として、任命権者である内閣総理大臣がその通常の権限内の行為として99名を任命したというものであって、通常の決裁区分とは異なる取扱いをした場合やこれに類するような通常と異なった取扱いがされたものでもない。以上の点に照らせば、令和2年改選は、「重要」であるとも「異例」であるともいうことができない。

(3) 小括

したがって、原告らの前記(1)の主張は理由がない。

3 本件において理由提示の違法がないこと

行手法8条の趣旨は前記1(2)のとおりであるところ、被告準備書面(1)92ページ及び被告準備書面(2)46ページで述べたとおり、本件各処分のうち対象文書の不存在を理由とする全部不開示決定に係る理由提示の程度を見ても、上記理由提示は、いずれも、原告らにおいて、決定通知書の記載自体から、対象文書を保有していないとの事実関係に基づき情報公開法9条2項を適用して全部不開示決定がされたことを了知し得るものである。したがって、不存在を理由とする各処分に係る各決定通知書における不開示決定の理由の記載の程度であっても、開示請求者の不服申立てに当たって支障があるとはいえず、理由提示にも違法はない。

以 上